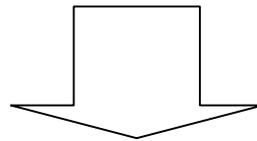


新たな技術などの採用による費用の縮減を経営努力によるものと認める有効期間

有効期間を設定する必要性

- ・新たな技術や入札・契約方式、材料調達方式などの採用による費用の縮減に対する助成を1回の申請(新設・改築の場合1つの供用IC間)限りとする、会社による技術などの開発・採用のインセンティブが有効に働かない。
- ・一方で、有効期間を設けず、同一の技術などによる費用の縮減に対し助成を行いつつ続けると、新たな技術などの採用に向けた継続的な努力が行われない。



新たな技術などの採用に対するインセンティブが働くために、同一の技術などによる費用の縮減を助成の対象とする適正な有効期間を設定する必要。

有効期間設定の考え方(案)

(案1) 会社が最初に新たな技術や入札・契約方式、材料調達方式を採用してから一定の期間内(例えば 年以内)に用いられたものを助成の対象とする。

(案2) 他の機関(国など)においても同様の条件下で同様の技術や方式が採用されるようになるまでの間に用いられたものを助成の対象とする。

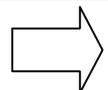
新たな技術の採用について(案)

技術については、高速道路特有で他機関では採用されないものがあることから、一定年数を有効期間として設定。

当該技術を最初に道路事業に用いた工事がしゅん工した時点から5年後を有効期限とし、それまでに発注された工事に適用されたこと。

(参考)

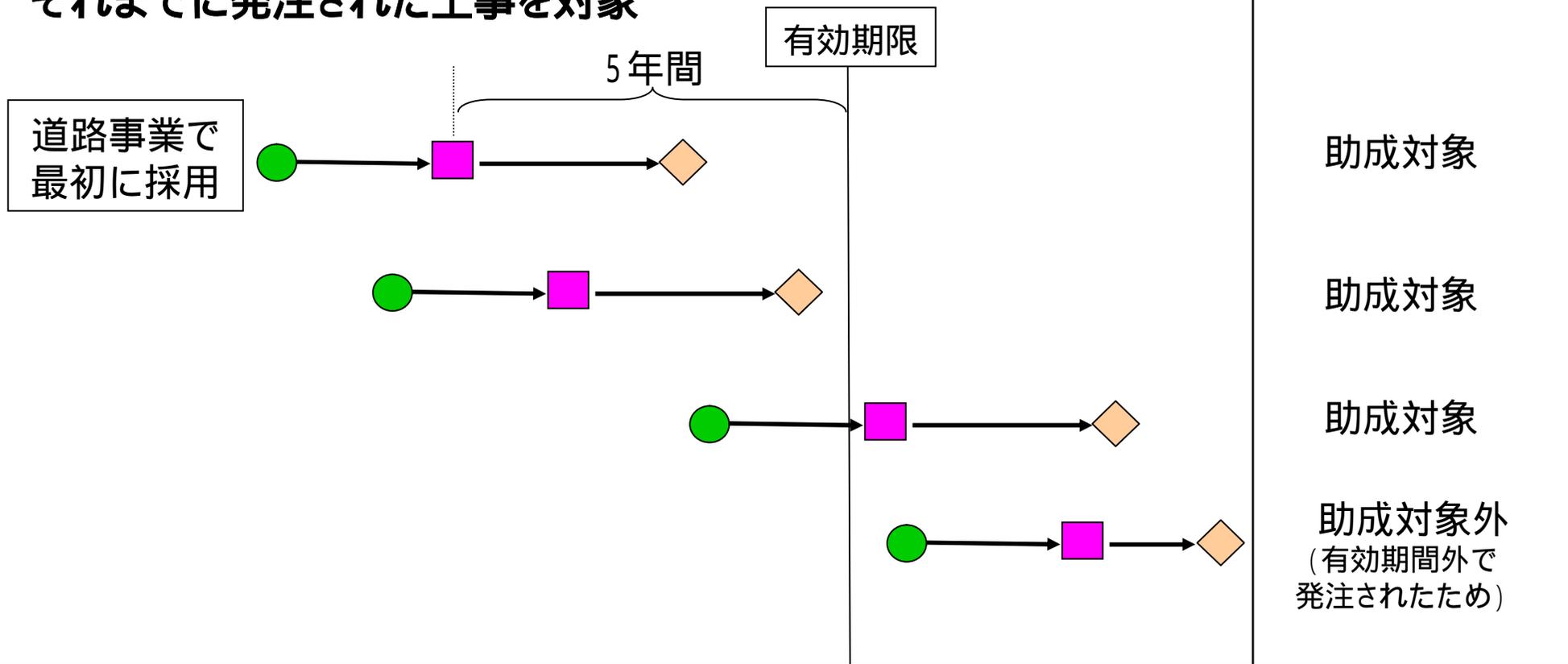
制度・システム等	期間
新技術情報提供システム(NETIS)	5年間(評価情報の提供期間)
建設技術審査証明	5年間(審査証明の有効期間)
標準歩掛(積算基準)の改正	施工形態の変化が標準歩掛(積算基準)に反映されるまで 概ね5年程度
特許	20年間



建設分野における技術に関する制度・システム等を考慮し、新技術による費用の縮減を経営努力と認める有効期間として5年間を採用

新たな技術の有効期間(案)

・当該新技術を最初に道路事業に用いた工事がしゅん工した時点
(品質等の確保が確認された時点)から5年後を有効期限とし、
それまでに発注された工事を対象



- 新技術を用いた工事の発注
- 当該新技術を用いた工事のしゅん工
- ◇ 供用・助成申請

新たな入札・契約や材料調達の方法の採用について(案)

入札・契約方式や材料調達方式についても、技術と同様に無形の知的財産と考え、有効期間を5年間としてはいかがか。

(参考) 主な無形資産の減価償却の法定耐用年数

種類	細目	耐用年数
特許権		8
実用新案権		5
意匠権		7
商標権		10
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
営業権		5